平成２８年（フ）第２８５号
静岡県浜松市東区植松町58番地の18グレイス第５マンション202号室
債務者　宮本　成祐
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
静岡県磐田市福田中島764番地３　ラフレシールⅡ－103、前住所静岡県磐田市福田3990番地３
債務者　松下　正仁
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
愛知県豊橋市神ノ輪町23番地－Ｂ
債務者　Ｒｅｌａｘａｔｉｏｎ　ｒｏｏｍえだみこと　小田　枝美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２２７号
愛知県豊橋市牧野町96番地の３
債務者　小池　寿宏
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２４号
島根県益田市久々茂町ロ31番地１（３－103)、前住所島根県益田市東町31番102号
債務者　岩本　美鈴
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２７１号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目34番24号
債務者　田村　秀子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５７号
栃木県栃木市大平町富田86番地６、従前の住所栃木県栃木市大平町富田374番地２
債務者　長谷川八重子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１５６２号
横浜市西区宮崎町61－４　シェアハウスみなとみらいⅠ－306、住民票上の住所横浜市西区宮崎町61番地４　シェアハウスみなとみらいⅢ　103号
債務者　星川　由美
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５６３号
横浜市中区簑沢79番地　三橋方
債務者　原　　尚子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１３号
神奈川県鎌倉市十二所671番地２　メゾン太刀洗202
債務者　竹本あけみ（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第８７号
東京都小金井市本町１丁目２番15－501号クラックスハイム、住民票上の住所東京都福生市武蔵野台２丁目11番地９ヴェルデビア207号室
破産者　小田和鋼樹
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
熊本県八代市袋町５番19号
破産者　有限会社兆治
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８５号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台26番303号
破産者　東　　朋子
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０８号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番21－101号
破産者　坂本カツヱ
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７５号
北九州市門司区東新町１丁目３番15－202号、前住所北九州市門司区西新町２丁目２番16号
破産者　藤丸　彰男
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部